

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2014年(平成26年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む。)

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

3 指定の期間

2015年(平成27年)8月1日から2020年(平成32年)3月31日  
まで

提案理由

藤沢市生きがい福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

## 第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。